

市区町村 社会保障・税番号制度主管課 御中
一部事務組合・広域連合 社会保障・税番号制度主管課 御中

地方公共団体情報システム機構
総合行政ネットワーク全国センター長
(公 印 省 略)

自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う特定個人情報保護評価書（全項目
評価書）の記載例の変更について（通知）

当機構の業務運営につきまして、平素から格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、自治体中間サーバーに係る特定個人情報保護評価については、「特定個人情報保護評価書の作成の際に必要な中間サーバーに関する情報の提供について」（平成 26 年 8 月 8 日付け総官企第 285 号総務省大臣官房企画課個人番号企画室長通知）「自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の記載例の情報提供について（通知）」（令和 2 年 6 月 22 日付け地情機第 945 号）及び「自治体中間サーバー・プラットフォームに係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の記載例の更新について（通知）」（令和 4 年 5 月 31 日付け地情機第 1303 号）に基づき、必要に応じて評価の再実施や評価書の修正を行っていただいているところです。

この度、自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴い、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の記載例を変更しましたので、別紙のとおり提供します。

つきましては、今後、評価書の修正を行う際は、この記載例を参考に実施いただくようお願いします。

また、本事務連絡等について関係職員への展開等をお願いします。

記

1 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の記載例について

No.	資料	説明
1	特定個人情報保護評価書（全項目評価書）記載例（別紙 1）	令和 4 年 5 月 31 日付け地情機第 1304 号で提供した記載例からの変更部分を赤字で提示
2	特定個人情報保護評価書（全項目評価書）記載例 見え消し版（別紙 2）	別紙 1 の見え消し版

2 特定個人情報保護評価の再実施について

本件変更内容については、個人情報保護委員会事務局において、「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」(1)の一例である、＜他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムを使用する評価実施機関が当該システムに係る部分のみリスク対策の変更を行う場合＞(2)に該当するため、評価の再実施は不要と思料する旨回答がありました。

このことから、**再実施は不要となりますが、既に公表している特定個人情報保護評価書の修正は必要**となります。

- 1 「特定個人情報保護評価指針(令和 7 年 4 月 1 日 個人情報保護委員会)」 - 「第 6 の 2 (2)重要な変更」
- 2 「特定個人情報保護評価指針の解説(平成 26 年 4 月 20 日 令和 7 年 4 月 1 日最終改正 個人情報保護委員会)」 - 「Q第 6 の 2 (2) - 1」

3 特定個人情報保護評価書の修正期限

特定個人情報保護評価書の修正については、当機構が特定個人情報を含む本番環境データを使用した移行リハーサルを開始する前、**令和 7 年 8 月上旬まで**を目途に実施いただくようお願いします。

4 特定個人情報保護評価の考え方について

個人情報保護委員会の以下の URL に掲載されている「特定個人情報保護評価指針の解説」を参考にしていただきますようお願いします。

URL: <https://www.ppc.go.jp/legal/assessment/>

5 本件に係る連絡先

(1) 記載例に関すること

地方公共団体情報システム機構 総合行政ネットワーク全国センター 中間サーバー部
TEL: 03-5214-7758 E-Mail: pf-chukan@j-lis.go.jp

(2) 特定個人情報保護評価に関する一般的な問合せ

個人情報保護委員会事務局監視・監督室 保護評価班
TEL: 03-6457-9768 E-Mail: system-pia@ppc.go.jp

以上

(問合せ先)

地方公共団体情報システム機構
総合行政ネットワーク全国センター
中間サーバー部 相川、片山、小川、馬場園、原、山崎
電話番号: 03-5214-7758
e-mail: pf-chukan@j-lis.go.jp